

## 地域貢献発電支援金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 市は、地球温暖化防止に対する市民の意識向上を促し、脱炭素社会を実現するため、公益的施設における太陽光発電設備（それに連係する蓄電システムを含む）の設置により、温室効果ガスの排出削減に寄与するとともに、環境教育活動又は電源供給活動を行う者に対し、予算の範囲内において地域貢献発電支援金（以下「支援金」という。）を交付する。
- 2 前項の支援金の交付に関しては、補助金等交付規則（昭和50年規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 公益的施設 川口市内に位置する教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、その他地域住民の共同の福祉又は利便のために必要な公益的施設。ただし、公共施設は除く。
  - (2) 地域貢献発電事業 発電される電力の当該施設での利用及び環境教育活動又は電源供給活動の実施を目的とした公益的施設における太陽光発電設備（それに連係する蓄電システムを含む）を設置する事業
  - (3) 太陽光発電設備 太陽光エネルギーを電気に換える設備であつて、太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ・保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、電力等表示モニタ、データ収集装置を構成要素とするものをいう。ただし、これらの構成要素全てを備えることを要しない。
  - (4) 蓄電システム 公益的施設に設置した太陽光発電設備で発電された電力の全部又は一部を充電するとともに、充電した電力を公益的施設で活用することができる定置用のリチウムイオン蓄電システム
  - (5) 環境教育活動 地域住民の地球温暖化防止及び環境保全に対する意識の醸成を図るため、太陽光発電設備等を活用して実施する環境教育等の活動
  - (6) 電源供給活動 災害等で電力の供給が困難となった非常時に、太陽光発電設備等で発電又は充電した電力を地域住民に供給する活動。また、平時においては、災害時に備えて電源供給環境を整備するとともに、地域住民に対して、災害時の電源供給について周知する活動

### (支援対象者)

- 第3条 この要綱に基づく支援の申請をすることができる者は、公益的施設を所有、管理又は占有する法人及びその他の団体であつて、次のとおりとする。
- (1) 定款又はこれに類する規約等を有していること。
  - (2) 団体にあつては、団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。
  - (3) 自ら経理し、監査する等の会計組織を有していること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、支援金の適正な執行ができないと認められる特段の理由がないこと。
- 2 前項の規定に関わらず、次に掲げる者は、支援の対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 第1項の規定に関わらず、この要綱に基づく支援を既に受けたことがある公益的施設における事業の実施については、支援の申請をすることができない。

(支援対象設備)

第4条 支援の対象となる設備（以下「支援対象設備」という。）は、別表1のとおりとする。

(支援事業等)

- 第5条 支援の対象となる事業（以下、「支援事業」という。）は、地域貢献発電事業とする。
- 2 支援の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、支援事業に要する費用のうち、別表2のとおりとする。

(支援金の額)

- 第6条 支援金の額は、支援対象経費の2分の1以内とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 2 支援金の限度額は、支援対象設備毎に1件当たり600,000円とする。

(計画書の提出)

- 第7条 支援金の交付を受けようとする者は、様式第1号の計画書に、次の各号に掲げる書類を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。
- (1) 定款又はこれに類する規約等
  - (2) 支援事業実施予定箇所の位置図
  - (3) 支援事業実施予定箇所の現況写真（事業実施箇所が確認できるように、2方向から撮影したもの）
  - (4) 支援対象設備の仕様書
  - (5) 支援事業に要する費用の内訳が記載された見積書の写し

(事業計画の承認)

- 第7条の2 市長は、前条に規定する計画書の提出があったときは、その計画の内容について審査を行い、当該計画が支援金の交付の目的に合致しているか否かを判断し、計画の承認又は不承認の決定を行うものとする。
- 2 市長は、前項の承認にあたり条件を付することができる。
- 3 当該年度の予算額を超過する事業計画書の提出があった場合、市長は予算の範囲内で太陽光発電設備に係る事業計画を優先して承認するものとする。この場合において蓄電システムに係る事業計画は不承認とする。

(承認の特例)

第8条 当該年度の予算額を超過する事業計画書の提出があった場合、別に定める地域貢献発電支援金取扱要領に基づき承認するものとする。

(申請)

第9条 市長は、事業計画書を提出した者に対して事業計画が承認又は不承認となった旨

を様式第2号の通知書により通知しなければならない。

2 支援金の交付の申請をしようとする者は、様式第3号の申請書に次に掲げる書類を添えて、前項に規定する承認の通知を受けた日から30日以内に市長に提出しなければならない。ただし、第8条の規定により既に提出した書類に変更がない場合における当該書類及び事業の性格上、作成を要しない書類については、この限りではない。

- (1) 定款又はこれに類する規約等
- (2) 支援事業実施予定箇所の位置図
- (3) 支援事業実施予定箇所の現況写真（事業実施箇所が確認できるように、2方向から撮影したもの）
- (4) 支援対象設備の仕様書
- (5) 支援事業に要する費用の内訳が記載された見積書の写し
- (6) 国・県等の補助制度を併用する場合にあっては、その申請書の写し
- (7) 太陽電池モジュールを建築物に設置する場合にあっては、当該建築物に係る登記事項証明書、当該建築物の固定資産税にかかる公課証明書等、当該建築物の所有者が確認できる書類の写し
- (8) 太陽電池モジュールを土地に設置する場合にあっては、当該土地に係る登記事項証明書等、当該土地の所有者が確認できる書類及び公図
- (9) 公益的施設の所有者等が作成する次に掲げる承諾書等
  - ア 太陽光発電設備を設置することについての承諾書
  - イ 電力会社との電力受給契約及び余剰電力の販売契約に係る承諾書（電力会社と系統連系する場合に限る。）
  - ウ 支援事業に係る証拠書類等の提供を求められたときの承諾書
- (10) 申請者が当該公益的施設の所有者と異なる場合にあっては、当該施設を管理又は占有する権原を有することを証する書類の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（決定等の通知）

第10条 市長は、支援金の交付を決定したときは、様式第4号の通知書により、交付しないことを決定したときは、様式第5号の通知書により、速やかに通知するものとする。

（支援事業の変更等）

第11条 前条の規定により支援金交付の決定を受けた者（以下「支援事業者」という。）が、規則第7条の規定に基づいて市長の付した条件に従い、市長の承認を得ようとする場合は、様式第6号の申請書を市長に提出しなければならない。

2 規則第7条第1項に規定する市長が定める軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象設備の最大出力（小数点第3位以下の値を切り捨て処理後の小数点第2位までの数値）の増減が20%以内のもの
- (2) 変更内容が交付目的に反せず、かつ大幅な変更でないもの

（変更等の承認）

第12条 市長は、前条に規定する事業の計画の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し、様式第7号の通知書により、支援事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容

を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告)

第13条 支援事業者は、支援事業が完了したときは、様式第8号の報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、事業の性格上、作成を要しないものについては、この限りではない。

- (1) 支援事業に要する費用が記載された工事請負契約書及び内訳書の写し
- (2) 支援事業に要した費用に係る支出についての証拠書類の写し
- (3) 支援事業の実施状況を示す写真（施工中及び完成写真）
- (4) 支援事業の実施に係る領収書の写し
- (5) 国・県等の補助金の交付決定通知書の写し（国・県等の補助制度を併用した場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項に規定する報告書の提出時期は、支援事業の完了（支援事業の中止又は廃止の場合を含む。）後30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までとする。

(支援金交付額の確定)

第14条 規則第12条の規定により、交付すべき額が確定したときは、様式第9号の通知書により通知するものとする。

(支援金の請求)

第15条 前条の規定により支援金交付の確定通知書を受けた者は、様式第10号の請求書により市長に支援金の請求をするものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(活動報告等)

第16条 支援事業者は、この要綱に基づく支援により事業を実施したときは、少なくとも導入後5年間、環境教育活動又は電源供給活動を行うものとする。

2 支援事業者は、前項の実施状況について、その年度における全ての活動の終了後30日以内に様式第11号の報告書を市長に提出しなければならない。

(維持管理)

第17条 支援事業者は、支援事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間は継続して支援対象設備を維持管理するものとする。

(書類の整備等)

第18条 支援事業者は、支援事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、支援事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 規則第18条第3号に規定する処分の制限の対象とする財産は、支援事業により取得した設備とする。

- 2 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、支援事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間とする。
- 3 支援事業者は、規則第18条の規定に基づき、支援事業により取得した財産の処分をしようとするときは、様式第12号の申請書を市長に提出しなければならない。

(報告)

第20条 市長は、支援事業に関し必要があると認めるときは、支援事業者に対し必要な報告を求めることができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 元年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 6月 15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 5月 11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 5月 9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 7月 14日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

	設備	要件
(1)	太陽光発電設備	<p>次に掲げる要件を全て満たすもの</p> <p>ア 公益的施設に連系され、発電される電力が主として当該公益的施設において使用されるものであること。</p> <p>イ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が 3.5 kW 以上のものであること。</p> <p>ウ 設置前において使用に供されていないものであること。</p>
(2)	蓄電システム	<p>次に掲げる要件を全て満たすもの</p> <p>ア 設置前において使用に供されていないものであること。</p> <p>イ 太陽光発電設備と同時に設置する蓄電容量 4.0 kWh 以上のものであること。</p> <p>ウ 一般社団法人環境共創イニシアチブの「ZEH 支援事業」補助対象機器として指定されたものであること。</p>

別表 2 (第 5 条関係)

	設備	補助対象経費	控除すべき額
(1)	太陽光発電設備	次に掲げる費用を合計した額から右欄の額を控除した額とする。 ア 本工事費 イ 付帯工事費（補助事業の実施に必要な不可欠な配管、配電等の工事に要する経費を含む。） ウ 機械装置等購入費（補助事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付等に必要な経費（土地の取得及び賃借料を除く。）） エ 前号に掲げる費用のほか、市長が必要と認める費用	ア 国・県等の補助制度による補助額 イ 消費税及び地方消費税相当額
(2)	蓄電システム	次に掲げる費用を合計した額とする。 ア 本工事費 イ 付帯工事費（補助事業の実施に必要な不可欠な配管、配電等の工事に要する経費を含む） ウ 機械装置等購入費（補助事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付等に必要な経費（土地の取得及び賃借料を除く。）） エ 前号に掲げる費用のほか、市長が必要と認める費用	ア 国・県等の補助制度による補助額 イ 消費税及び地方消費税相当額